

徳島県国民保護計画の変更について

徳島県国民保護計画の概要

「徳島県国民保護計画」は、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」や、その他法令等を踏まえ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的に、平成18年3月に作成いたしました。

変更の趣旨

平成20年度から継続実施している「国民保護訓練」から得られた課題や教訓を踏まえ、本県独自の様々な取組内容を盛り込むとともに、国における「国民の保護に関する基本指針」の変更内容などを反映させ、より一層実効性のある計画とするため、項目の追加や体制・名称の変更等を内容とする「徳島県国民保護計画」の変更を行う。

主な変更内容

本県独自の取組み等を踏まえた変更

[主な変更内容等]

- ① 全国屈指のICT環境を活用した「災害時情報共有基盤」の活用
- ② 「関西広域連合」、隔遠地協定等を締結している「鳥取県」等との広域相互応援体制の強化
- ③ 徳島県業務継続計画(県庁版BCP)を踏まえた災害時行政機能の強化
- ④ 医療救護体制、災害時要配慮者への対応強化 など

基本指針の変更内容を反映

[主な変更内容等]

- ① 警報等の情報伝達手段(Jアラートなど)の活用
- ② 大規模集客施設等における避難対策
- ③ 県域を越える避難輸送等の避難先の知事への事務委託 など